

東濃西部広域ごみ焼却施設建設候補地の選定状況について

東濃西部 3 市（多治見市、瑞浪市及び土岐市）では、令和 3 年からごみ焼却施設について共同で整備することを検討してきた。令和 6 年 5 月には広域化に向けた協定書を締結。「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会」を令和 6 年 8 月に設置し、多治見市高田町地内を含む 3 か所を建設候補地として選定した。

◎建設候補地

瑞浪市クリーンセンター(瑞浪市日吉町)

土岐市環境センター(土岐市泉町久尻)

多治見市高田町地内（裏面参照）

1. 候補地選定の前提条件

- ①平場で 2 ha を確保できること。3 ha 以上あることが望ましい。
- ②災害危険区域や自然環境の保全措置等の解決困難な課題がないこと。
- ③インフラ整備等に関して解決困難な課題がないこと。

2. 候補地を選定した理由

瑞浪市クリーンセンター(瑞浪市)

- ・瑞浪市有地であり、新たな用地取得が不要であること
- ・既存施設のため各種規制はクリアしている。
- ・主要道路から施設への進入路が確保できる。

土岐市環境センター(土岐市)

- ・土岐市有地であり、新たな用地取得が不要であること
- ・既存施設のため各種規制はクリアしている。

多治見市高田町地内

- ・多治見市有地であり、新たな用地取得が不要であること
- ・3 ha 以上の平場の確保が可能であること
- ・工業団地と隣接しており、電気や排熱が有効活用できる可能性があることから、脱炭素推進に資すること。

3. 3 市での建設を検討するに至った背景

(1) 各市のごみ焼却施設の老朽化

いずれも稼働から 20 年以上経過しており建替えの検討を行う時期となっている。

※多治見市三の倉センター(焼却施設)は、昭和 57 年に現在地で稼働開始。平成 15 年には現施設に更新を行い、それから 20 年以上が経過。

(2) 財政負担軽減の必要性

人口減少により、将来的に市の財政規模の縮小が見込まれており、財政負担の軽減が必要（市単独での焼却施設の維持が困難）。

(3) 脱炭素化推進の必要性

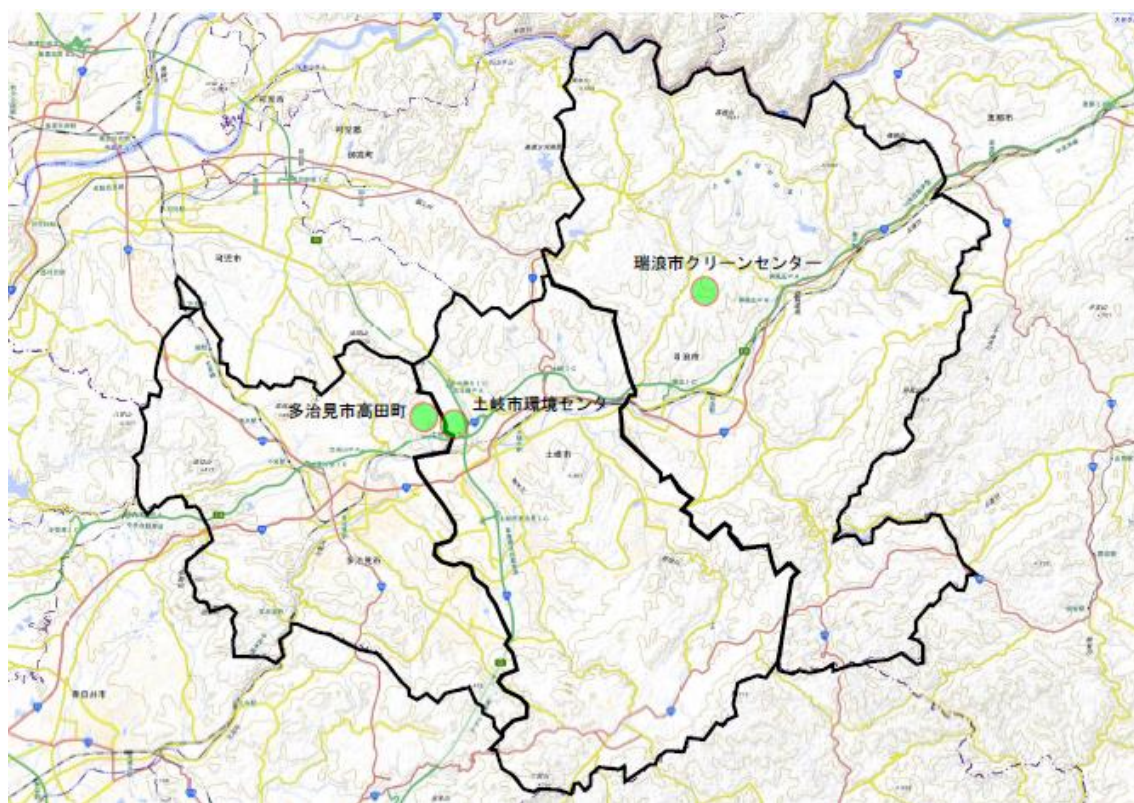
国を挙げて脱炭素化に取り組んでおり、新たに焼却施設を建設する場合、国からの財政的な支援を受ける要件として、脱炭素化への取組や廃棄物発電等の設備が求められる。

4. 今後の予定

令和 7 年 4 月 「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会」を東濃西部 3 市で設置

令和 7 年 7 月頃 「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会」を東濃西部 3 市で共同
設置し候補地について諮問

令和 7 年度末 建設候補地決定（予定）



問い合わせ

担当部署 多治見市役所環境課
(本庁舎 1 階 (日ノ出町 2-15))

担当者 伊藤

連絡先 TEL : 22-1580 (直通) FAX : 24-3679